

# パブリックコメントへの対応

- 1 意見募集期間 令和4年12月27日(火)から令和5年1月25日(水)まで
- 2 意見件数等 6名の方から13件の意見が寄せられた。(軽微な字句修正を除く)
- 3 意見区分等

区分	対応	件数
A	御意見を踏まえ、計画案に反映したもの	5件
B	今後、自殺対策を推進する上で参考とするもの	8件
C	意見等の内容が既に計画に記載済みのもの	0件
D	対応が困難なもの	0件
E	その他(感想や質問等)	0件

# パブリックコメントへの対応①

番号	計画該当箇所	意見内容	県の対応
①	計画全般	目標値を450人未満としたことは、高く評価できるが、ゲートキーパーなど、自殺予防政策が、どこまで、真剣に県民に浸透しているかは、未知数。総合計画のパブリックコメントにも記入したが、私の町では、自殺予防対策の計画すらホームページに記載がなく、住民が把握できない。県と市町の連帯感を持ち、しっかりと計画を作り上げ、県民一人ひとりに、浸透させていくことが重要。	B これまでも、県が実施する自殺予防関連施策については、自殺予防週間及び自殺対策強化月間等の機会に啓発活動等を実施しておりますが、いただいた御意見を踏まえ、市町及び関係団体等との連携を更に深めながら自殺予防施策の啓発に取り組んでまいります。
②	計画全般	わざわざ、国の自殺対策計画策定を待って新しい県の目標へ修正するわけであるから、新しい時代に一人でも乗り遅れない対策を期待する。自殺対策の分野もコロナ、戦争、物価高騰と、どんどん人が追い込まれてきている状況では政治の力が不可欠である。女性、若者、高齢者、働き盛り、生活不安、困窮者、失業者、それぞれの要因にあった対策を本気で実現するために、効果のある政策を、どんどん行なってほしい。首都圏では、地下鉄に飛び込むことが、もはや日常的になっている異常事態である。静岡県も、実効性のある対策をしなければ、450人未満は、実現できる数値とならない。ぜひ結果を出して、県民の生活と生命を死守してほしい。	B 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、市町、関係機関等との連携を図りながら着実に各施策を推進してまいります。
③	計画全般	計画のベースが県の取組であり、それに付随して「5取組目標」の中には、政令市分の数字が含まれていないものが散見される。 政令市でも県と同様の施策により「5取組目標」に該当するものがあり、全県数値でないものがある旨を表現してほしい。 冒頭で計画の対象は全県であること、第6章で県下全域の対策のための体制を、その目標数値を項目5で、わかりやすくしてほしい。	A 御意見を踏まえ、第6章の推進体制において、政令市との連携により、全県として推進することを示すとともに、取組目標のうち、政令市による取組数値を含まないものが分かるよう注釈を記載しました。

# パブリックコメントへの対応②

番号	計画該当箇所	意見内容	県の対応
④	第5章1 (2)	<p>各種相談窓口の充実等について触れており、これらは必要な取組と考えます。</p> <p>一方、「いのちの電話」において様々な悩み、不安を抱える方々からの電話相談を受けている中で、抱えている問題について専門的な相談窓口が分からずどこにも相談していない方もまだまだ多く見受けられます。様々な専門的な相談窓口の一層の周知や、専門的な相談につなげる体制づくりが重要と考えます。</p>	<p>B</p> <p>県では、自殺予防に資する相談窓口を周知するため、インターネット上で自殺をほめかすキーワードを検索した方へ、本県の自殺予防啓発サイトのURLを表示するウェブ広告を実施するとともに、周囲の方の心のSOSサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門的な相談機関につなぐゲートキーパーの養成を推進しております。いただいた御意見を踏まえ、悩みを抱えている方が悩みに応じた相談窓口へ適切に繋がるような体制づくりを更に推進してまいります。</p>
⑤	第5章2 (1)	<p>子ども・若年層の自殺対策だが、いじめ・貧困・虐待の問題もあるが、ベースに発達障害がある事例がいくつかあったため、環境要因のみならず、その人の素因や特性を踏まえたアプローチを検討してほしい。</p>	<p>B</p> <p>発達障害の特性に応じた支援につながるよう、相談業務に従事する者に対して、発達障害者支援センター等が実施する、特性理解や支援方法に関する研修の受講を促してまいります。</p>
⑥	第5章2 (1)イ	<p>コロナ禍において、子ども・若者が孤立化しやすい。オンライン面接により顔と顔を合わせて直接話ができる環境が望ましいため、スクールカウンセラーの配置を増やしたり校外訪問も含めて活動時間を増やす施策をお願いしたい。</p>	<p>B</p> <p>県内のスクールカウンセラーに対するニーズは近年高まっていることから、人員の拡充を行うとともに、配置校から他校への派遣や訪問相談を実施しております。</p> <p>また、特別支援学校では、コロナ禍におけるオンライン相談を受付けており、令和5年度からはコロナウイルスの感染状況によらずオンライン相談を行う予定です。</p> <p>御意見を踏まえまして、今後もスクールカウンセラーの配置増加と活用推進も含め、相談体制を充実させてまいります。</p>

# パブリックコメントへの対応③

番号	計画該当箇所	意見内容	県の対応								
⑦	第5章2 (1)オ	<p>主な取組として「ヤングケアラー支援のための資質向上研修を実施」とある。</p> <p>ヤングケアラーに対する支援は、昨今、社会的な課題として注目が集まっている課題であり、該当する若者が自殺に追い込まれることがないよう自殺総合対策行動計画の中でも1項目を起こしても触れるべき重要な課題と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、第5章2（1）カ及び第6章5 取組目標を以下のとおり追記いたしました。</p> <p>第5章2（1）カ 【導入文】 <u>また、家族のケアをしているヤングケアラーも家庭内の様々な課題が自殺リスクの要因となる可能性があることから、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、具体的な支援に繋げていきます。</u></p> <p>【主な取組】 <u>・子どものヤングケアラーに対する認知度の向上を図るとともに、支援の糸口となる相談先等を周知する取組の強化</u> <u>・福祉・教育現場職員向けのヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシートや支援方法等を掲載したヤングケアラー支援ガイドラインを作成・周知</u></p> <p>第6章5 取組目標</p> <table border="1" data-bbox="1451 1070 2152 1415"> <thead> <tr> <th>取組指標</th> <th>現状 (2021年度実績)</th> <th>目標 (2027年度まで)</th> <th>関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ヤングケアラーに 配慮した支援を実施している市町数</u></td> <td>-</td> <td><u>全市町(35市町)</u></td> <td><u>こども家庭課</u></td> </tr> </tbody> </table>	取組指標	現状 (2021年度実績)	目標 (2027年度まで)	関係課	<u>ヤングケアラーに 配慮した支援を実施している市町数</u>	-	<u>全市町(35市町)</u>	<u>こども家庭課</u>
取組指標	現状 (2021年度実績)	目標 (2027年度まで)	関係課								
<u>ヤングケアラーに 配慮した支援を実施している市町数</u>	-	<u>全市町(35市町)</u>	<u>こども家庭課</u>								

# パブリックコメントへの対応④

⑧	第5章2 (5)ア	<p>主な取組の記載として「地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関の整備」とあるが、もう少し具体的には記載できないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ          ア 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備          自殺未遂者の再企図を防ぐために、地域の自殺未遂者支援の拠点となる医療機関を整備するとともに、地域の自殺未遂者支援の対応力を高めます。          ○主な取組          「・地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関の整備」</p> </div>	A <p>御意見を踏まえ以下のとおり修正いたしました。  <u>・地域の自殺未遂者の実態を把握し、自殺未遂者の搬送先である救急医療機関と精神科との医療連携体制を構築</u>  <u>・行政（保健所及び市町）、医療、消防、警察など地域の関係機関で構成する自殺対策ネットワーク会議を通じ、自殺未遂者に対して切れ目ない支援体制を構築</u></p>
⑨	第5章2 (5)ウ	<p>市町・保健所では、自殺未遂者の情報を得る手段がなく、医療機関からの相談対応依頼の実績はほとんどない。          搬送される医療機関は身体科の救急医療施設で身体的処置が終われば帰宅となるが、本人や家族の了解なしに行政に情報提供することもできないためと思われる。          「相談をつなぐ体制づくり」とはどのようにするのか、計画に加えてほしい。          保健師としては、自殺未遂後、家族が精神科に受診させたいと思っても、本人が拒否する場合、御家族と一緒に今後の対応を考えることができると思う。          身体科の救急医療施設から、家族や本人に市町や保健所の相談窓口の連絡先のチラシ等を渡していただく等すれば「相談をつなぐ体制づくり」になると思うので、検討してほしい。</p>	B <p>御意見を踏まえ、各保健所で実施している自殺対策連絡会等の取組を活用し、保健所単位で医療機関（精神科医療機関・救急医療施設）と行政機関（保健所・市町）等の連携強化を図ってまいります。          また、救急医療施設、消防、警察に対して、保健所・市町など地域の相談窓口に関する情報提供を行い、切れ目のない支援体制の構築を目指します。</p>
⑩	第5章3 (2)エ	<p>中年期の定職がある方のアルコール依存が多い。静岡市においては、毎月1回酒害相談を実施しているが、アルコールやギャンブル依存の方やその御家族の相談窓口がもっと増えるといい。</p>	B <p>県では、アルコールやギャンブルを含む依存症に関することでお困りのあるご本人やご家族等に対する相談窓口として、県内3箇所のほか、政令指定都市において依存相談を定期的に実施しております。          御意見を踏まえ、引き続き、ご本人やご家族に対する相談支援を実施してまいります。</p>

# パブリックコメントへの対応⑤

番号	計画該当箇所	意見内容	県の対応
⑪	第5章3 (2)エ	市販薬による薬物依存から若者が自殺に至った事例がいくつかあった。本人や保護者が依存性の高い市販薬について知識を得られるような啓蒙活動をお願いしたい。	<p>B</p> <p>県では、小・中学校・高等学校を対象とする薬学講座において、覚醒剤や大麻などの違法薬物の乱用防止のほか、市販薬の正しい使い方についても強く呼び掛けております。</p> <p>また、この薬学講座以外でも、一般向けの講習会を通じた市販薬の適正使用の啓発活動や医薬品の使用に係る相談体制を整備しております。</p> <p>なお、県では、薬局等に対する立入調査等を通じ、引き続き、医薬品の適正販売にも力を入れてまいります。</p>
⑫	第5章3 (3)イ	<p>主な取組内容の中に具体的な取組が記載されていない。記載可能なものがあれば、記載した方が何を行うのが分かりやすい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <p>イ 家族や知人等における心の健康づくりの推進          悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた身近な支援者が過剰な負担を負わないよう、これらの家族等への支援を推進します。</p> <p>○主な取組</p> <p>「・子どもに対して、生まれてきたことの奇跡と命をいただいでい生きていることへの感謝、人のために生き、感謝されることで生きる喜びを感じ、生きがいとなることを気付かせるような教育の推進」</p> <p>「・不眠を糸口にメンタルヘルスの不調のサインへの気付きを家庭内で推進」</p> </div>	<p>A</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり主な取組に記載しました。</p> <p>「<u>・学校行事や部活動など生徒の主体的・協働的な活動を通じた、他者への共感の育成</u>」</p> <p>「<u>・身近な人が発する心のSOSに気付き、対応するために必要な知識（ゲートキーパーの基本的な役割）の普及</u>」</p> <p>「<u>・障害のある人の家族に対する情報提供や家族教室の開催等による支援</u>」</p>

# パブリックコメントへの対応⑥

番号	計画該当箇所	意見内容	県の対応
⑬	参考資料	自殺志向者及び自殺防止対策支援者にとって必要不可欠と思う相談先一覧表（電話番号等）があると良い。	A 悩みに応じた様々な相談窓口を掲載した一覧については、随時、情報を更新する必要があるため、計画の冊子には掲載せず、HP上の情報を随時更新してまいります。